

7 障 福 第 3686 号
令和 7 年 11 月 1 日

指定障害福祉サービス事業所（短期入所除く）
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所
指定一般相談支援事業所

御中

高知市障がい福祉課

契約内容報告書の提出省略について（周知）

平素は本市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、各事業所において利用者とのサービス利用の新規契約、契約終了又は契約支給量変更の際、支給決定市町村へ契約内容報告書を提出していただいているところです。このたび、国の事務連絡において、市町村がこの報告書の提出要否を判断できると示されたことに伴い、本市においては提出を省略する取扱いといたします（計画相談支援・障害児相談支援は除く）。

事業所の皆様におかれましては、下記をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 国の事務連絡の要旨

令和 7 年 8 月 8 日付け厚生労働省・こども家庭庁連名事務連絡及び令和 7 年 10 月 31 日付けこども家庭庁事務連絡において、市町村が審査支払事務を国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託している場合であって、契約内容情報を別途管理する必要がない場合、市町村の判断により、契約内容報告書の提出を省略することができると示されました。

2 高知市の取扱い

令和 7 年 11 月 1 日以降、本市へ契約内容報告書の提出を省略できることといたします。
ただし、計画相談支援・障害児相談支援は国保連の伝送情報から契約内容の確認ができないため、従来どおり提出が必要です。

3 留意事項

- (1) 受給者証の事業者記入欄については、引き続き記載が必要です。記載ができていない場合は基準違反となり指導の対象となります。
- (2) 本市より契約内容について照会することがありますので、ご協力をお願いします。
- (3) 本市以外の市町村の取扱いは各市町村にご確認ください。

【問合せ先】

高知市障がい福祉課 地域生活支援室
担当：山崎・杉野

TEL:088-823-9378

FAX:088-875-6684

E-mail:kc-120300@city.kochi.lg.jp